

## 【議題 2】非常時及び緊急時における墨田区子ども・子育て会議の書面会議及びオンライン会議の実施に係る規定整備について（案）

### 1 趣旨

墨田区子ども・子育て会議条例第 12 条の規定により、重大な感染症のまん延、大規模な災害その他やむを得ない事由が発生している場合において、墨田区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認められるとき（以下「非常時及び緊急時」という。）に、書面による審議（以下「書面会議」という。）及び映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による審議（以下「オンライン会議」という。）を実施するために必要な事項を定める。

### 2 書面会議及びオンライン会議の実施方法

#### 発議

非常時及び緊急時において、子ども・子育て会議の会長が必要があると認めるときは、書面会議及びオンライン会議（以下「書面会議等」という。）による審議を発議することができる。ただし、書面会議等は、委員の過半数が同意しなければ、実施することができない。

#### 議事

書面会議等における子ども・子育て会議の議事は、委員の過半数が当該書面会議等による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### 議事結果の報告

会長は書面会議等の後、当該会議の議事録を調製し、全委員に報告しなければならない。

#### その他

から までに定めるもののほか書面会議等の実施方法に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。